官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑴及び⑵、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ⑵、第４号ロ⑵及び第７号ロ⑵、同表外務省専門職員採用試験の項ロ⑵並びに同表航空管制官採用試験の項ロ⑵の規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年11月20日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１～３　［略］ ４　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一～五　［略］ 六　学校教育法施行規則第155条第２項第４号から第６号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 七・八　［略］ ５～33　［略］	１～３　［略］ ４　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一～五　［略］ 六　学校教育法施行規則第155条第２項第３号から第５号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 七・八　［略］ ５～33　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

2　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
１　人事院規則８―18（採用試験）（以下「規則」という。）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　学校教育法第104条第７項第２号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び規則第19条の規定に基づき告知された当該採用試験の第１次試験の日の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の３月までに当該課程を修了する見込みの者 三～五　［略］ ２　［略］ ３　規則別表第３国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　学校教育法第104条第７項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された者 三　学校教育法第104条第７項第２号に規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 四・五　［略］ ４　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 三～六　［略］ 七　学校教育法施行規則第155条第２項第５号から第７号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 八・九　［略］ ５～13　［略］	１　人事院規則８―18（採用試験）（以下「規則」という。）別表第３国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　学校教育法第104条第４項第２号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び規則第19条の規定に基づき告知された当該採用試験の第１次試験の日の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の３月までに当該課程を修了する見込みの者 三～五　［略］ ２　［略］ ３　規則別表第３国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　学校教育法第104条第４項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された者 三　学校教育法第104条第４項第２号に規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 四・五　［略］ ４　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 一　［略］ ［号を加える。］ 二～五　［略］ 六　学校教育法施行規則第155条第２項第４号から第６号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者 七・八　［略］ ５～13　［略］